日調連発第３８４号
令和８年３月３０日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

登記基準点認定規程及び同規程付録標準様式並びに登記基準点測量作業規程運用基準及び同基準別表の一部改定について（通知）

本年２月25日、26日に開催しました令和７年度第５回理事会において、標記規程等が一部改正されましたので通知します。

なお、新旧対照表及び改定後の全文は、それぞれ別添１から別添４のとおり（この度の変更箇所を下線で表示しております。）であり、当連合会ウェブサイトにおける会員の広場の業務部ページ内「登記基準点関係規程集」にも公開しております。

１　登記基準点認定規程及び同規程付録標準様式の一部改正

公共測量作業規程の準則が令和７年３月31日付けで一部改正されたことを受けて、登記基準点認定規程付録標準様式を改正するものです。

なお、施行期日は、令和８年２月26日です。

［参考］

国土地理院ウェブサイト＞作業規程の準則について

https://www.gsi.go.jp/gijyutukanri/gijyutukanri41018.html

２　登記基準点測量作業規程運用基準及び同基準別表の一部改定

公共測量作業規程の準則が令和７年３月31日付けで一部改正されたことを受けて、登記基準点測量作業規程運用基準別表を改正するものです。

なお、施行期日は、令和８年２月26日です。

３　公開場所

当連合会ウェブサイト＞会員の広場＞業務部＞登記基準点関係規程集

https://www.chosashi.or.jp/members/gyomu/tokikijunten_kitei/

※　会員の広場への入場にはIDが必要です。IDを取得していない会員は、「会員の広場入口」ページから新規ユーザー登録が必要となります。